



一般社団法人
臨床教育開発推進機構
ODPEC

田中 秀治

一般社団法人 臨床教育開発推進機構
医療機関に所属する救急救命士に対する研修体制整備委員会 副委員長
(一般社団法人 民間救命士統括体制認定機構)
(国士舘大学 大学院 救急システム研究科)

医療機関が設置する 救急救命士に関する委員会

医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会

改正救急救命士法 (令和3年5月28日公布)

ひと、暮らし、みらいのために



↑ ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

🔍 検索

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 所管の法令等 > 国会提出法案 > 第204回国会 (令和3年常会) 提出法律案

第204回国会 (令和3年常会) 提出法律案

🔍 所管の法令等

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案 (令和3年2月2日提出)

- ▶ [PDF 概要 \[PDF形式: 152KB\]](#)
- ▶ [PDF 法律案要綱 \[PDF形式: 171KB\]](#)
- ▶ [PDF 法律案案文・理由 \[PDF形式: 282KB\]](#)
- ▶ [PDF 法律案新旧対照条文 \[PDF形式: 404KB\]](#)
- ▶ [PDF 参照条文 \[PDF形式: 325KB\]](#)

照会先

医政局総務課 (内線4109)

医政局地域医療計画課 (内線4137)

医政局医療経営支援課 (内線2623)

医政局医事課 (内線4110)

4月に衆議院を、5月に参議院を通過し
5月28日に改正救急救命士法が公布

令和3年10月1日より法施行された

改正救急救命士法

医療機関内に勤務する救急救命士は厚生労働省の定める研修を行うこと



➤研修内容は、日本救急医学会・臨床救急医学会・厚生労働省で検討されリリースされた。

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(定義) 第二条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者（以下この項並びに第四十四条第二項及び第三項において「重度傷病者」という。）が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。同条第二項及び第三項において同じ。）に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であつて、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定行為等の制限) 第四十四条 (略) 2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであつて厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、病院若しくは診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>3 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。</p> | <p>(定義) 第一条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者（以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であつて、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定行為等の制限) 第四十四条 (略) 2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであつて厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> |

○ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）（第十二条関係）
【令和三年十月一日施行】

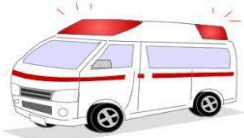
（傍線の部分は改正部分）

医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのポイント

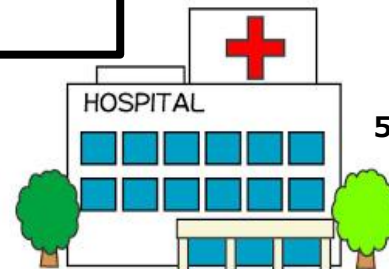
医療機関はそれぞれの環境や医療資源が異なるために、消防機関のような単一なMC体制をとりにくい。その為に各医療機関で以下のことを決めておく必要がある。

院内救急救命士にかかわる委員会において決めておかなければならないこと

1. 救急救命処置が可能な場（外来受診から入院するまでの間）
2. 救急外来等において実施する救急救命処置の範囲（33項目の救急救命処置のうちどれを実施するか）
3. 救急救命処置を指示する医師の範囲（常勤医師・非常勤医師、どの科の医師までを含めるか？）
4. 救急救命処置の事後検証の方法
5. 就業前における研修項目の実施（医療安全・感染対策・チーム医療）と技術的な確認
6. 救急救命士が院内で実施できる救急救命処置以外の業務の規定
7. 救急救命士の生涯教育体制の確立



院内での研修
院内における救急救命士としての教育
静脈路確保・気管挿管など
救急救命処置



医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン

医療機関に勤務する救急救命士の
救急救命処置実施についてのガイドライン

令和3年9月30日
(令和3年10月11日修正版)

一般社団法人 日本臨床救急医学会
一般社団法人 日本救急医学会

医療機関に勤務する救急救命士の
救急救命処置実施についてのガイドライン

目次

| | |
|--|----|
| 救急救命士と本ガイドライン作成の背景 | 4 |
| 救急救命士法の改正と整備事項 | 6 |
| 本ガイドライン作成のプロセス | 8 |
| 改正省令(新旧対照表) | 9 |
| 厚生労働省通知 | 11 |
| 1 医療機関が設置する委員会 | 15 |
| 1-1 委員会の設置と規程 | 15 |
| 1-2 救急救命士に関する委員会での検討事項 | 15 |
| 1-2-1 重度傷病者が到着し入院するまでの間において実施する救急救命処置の範囲 | 16 |
| 1-2-2 救急救命処置を指示する医師 | 19 |
| 1-2-3 救急救命処置の記録と検証 | 20 |
| 1-2-4 救急救命士が医療機関内で実施する救急救命処置以外の業務 | 23 |
| 1-2-5 救急救命士が受講する研修の実施と管理 | 24 |
| 1-2-6 医療機関内で救急救命士を運用する場合に必要と考えられる事項 | 26 |
| 2 研修について | 28 |
| 2-1 救急救命士が就業前に受講する研修の項目 | 28 |
| 2-1-1 チーム医療 | 28 |
| 2-1-2 医療安全 | 29 |
| 2-1-3 感染対策 | 30 |
| 2-1-4 適切な救急救命処置の実施と救急救命士に求められる役割 | 30 |
| 2-2 救急救命士が就業前に受講する研修の実施方法と時間数 | 31 |
| 2-3 他の医療機関または消防機関での経験を有する救急救命士への対応 | 32 |
| 2-3-1-1 他の医療機関での勤務経験を有する救急救命士への対応 | 32 |
| 2-3-1-2 消防機関での実務経験を有する救急救命士への対応 | 33 |

「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン_R31011修正版」

https://jsem.me/news/items/post_20_guidelines.v2.pdf

医療機関が設置する委員会とは

委員会の設置と規程

救急救命士を雇用する医療機関は、当該医療機関に勤務する救急救命士による救急救命処置が適切に実施されるよう、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会を設置する（以下、「救急救命士に関する委員会」）

医療機関内における位置づけ

- 医療機関に所属する救急救命士の業務は多職種の領域に関連することから、当該医療機関の管理者直轄の委員会とすることが望ましい。
- 医療安全の確保等を目的とした既存の院内委員会が存在する場合には、当該院内委員会をもって、救急救命士に関する委員会と兼ねることも考えられる。

委員会の構成員

構成員

- 救急救命処置を指示する医師、医療安全管理委員会の委員、その他委員会の目的を達するために必要な委員により構成する。
- 救急搬送患者を担当する看護師や、救急救命士の資格をもった者を構成員として含むことが望ましい。
- 救急診療に関連する多職種関係者を構成員として含むことが望ましい。
- 委員会に関する規程
救急救命士に関する委員会の目的、構成員、検討事項等について明確にした委員会規程を定めておく。

委員会構成員（例）

院内に存在する既存の
委員会に付属させる状
態で設置してもよい

- 委員長 病院長
- 副委員長 救急課部長
- 委員 看護部長
- 委員 医療安全専従看護師
- 委員 救急救命士責任者
- 委員 医事課
- 委員 連携室
- 委員 臨床工学科
- 委員 薬剤科
- 委員 放射線科 など



医療機関が設置する委員会

救急救命士に関する委員会での検討事項

- 救急救命士に関する委員会では、救急救命士が実施する救急救命処置に関する規定を定める。
- 当該規定のなかで、救急救命処置（33行為）のうち医療機関内で実施する救急救命処置の範囲及び救急救命処置を指示する医師を明確にする。
- 加えて、救急救命士の業務の質を保障する観点から必要と考える事項について定めるとともに、救急救命処置を指示する医師およびその他救急救命士と協働する医療従事者に対し、当該規定の内容および救急救命処置を実施する救急救命士等について周知することも必要である。

救急救命士が処置可能な33項目 (救急救命処置)

医師の包括的指示

医師の具体的な指示 (特定行為)

- ・ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液 (※)
- ・ 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク及び気管内チューブ (※) による気道確保
- ・ エピネフリンを用いた薬剤の投与 (※)
- ・ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液
- ・ 低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与
- ・ 精神科領域の処置
- ・ 小児科領域の処置
- ・ 産婦人科領域の処置
- ・ 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリン投与
- ・ 血糖測定器を用いた血糖測定
- ・ 気管内チューブを通じた気管吸引
- ・ 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取
- ・ 血圧計の使用による血圧の測定
- ・ 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送
- ・ 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去
- ・ 経鼻エアウェイによる気道確保
- ・ パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- ・ ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定
- ・ 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫
- ・ 心マッサージの施行
- ・ 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
- ・ 口腔内の吸引
- ・ 経口エアウェイによる気道確保
- ・ バッグマスクによる人工呼吸
- ・ 酸素吸入器による酸素投与
- ・ 自動体外式除細動器による除細動 (※)
- ・ 用手法による気道確保
- ・ 胸骨圧迫
- ・ 呼吸吹き込み法による人工呼吸
- ・ 圧迫止血
- ・ 骨折の固定
- ・ ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去
- ・ 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察
- ・ 必要な体位の維持、安静の維持、保温

救急救命士に対する医師の指示は



医療機関内では



救急救命処置(33 行為)のうち医療機関内で実施する救急救命処置の範囲及び救急救命処置を指示する医師を明確にしておくことが求められる。さらに

重要

処置の対象は重度傷病者であることを医師が判断しなければならない。したがって、原則としてその場にいる医師から直接指示をもらうべきである